

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則
をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

佐賀県公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に

関する規則

(医師の指定)

第一条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、次の表の上欄
に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のう
ちから、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」と
いう。）第十二条の三の規定による医師の指定（以下「医師の指定」とい
う。）を行うものとする。

診断の対象者	医師
法第五条第一項第二号の政令で定め る病気（銃砲刀剣類所持等取締法施 行令（昭和三十三年政令第三十三 号。以下「施行令」という。）第五 条の二第三号に定める病気を除 く。）にかかっている者並びに法第 五条第一項第三号及び第四号に掲げ る者であるかどうかを調査する必要 があると認める者	精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律（昭和二十五年法律第二百十 三号）第十八条第一項の精神保健指 定医に指定されている医師

<p>施行令第五条の二第三号に定める病 気にかかっている者であるかどうか を調査する必要があると認める者</p>	<p>上欄の病気の診断について特に専門 的な知識及び技能を有すると認めら れる医師</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百十 三号）第八条第十六項に規定する認 知症である者であるかどうかを調査 する必要があると認める者</p>	<p>上欄の認知症の診断について特に専 門的な知識及び技能を有すると認め られる医師</p>

2 医師の指定の期間は、三年以内とする。

3 公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する医療機関
の名称及び所在地並びに診断の対象者の区分を公示するものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。